

鳥取県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
木地山倉吉線	東伯郡三朝町大字本泉字石田295-1地先から同町大字今泉字畑ヶ田1068-2地先まで	変更前	9.0~36.7	210.0
		変更後	10.8~37.8	227.0
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字中ノ原836-1地先から同大字字太平原837-12地先まで	変更前	8.4~39.2	256.0
		変更後	12.6~46.5	218.0